

高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務
仕様書

令和7年5月

高 梁 市

高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務 仕様書

1. 業務名

高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務（以下、本業務という）

2. 業務の目的

現在、高梁市西部地域において、高梁市が所管している医療・介護施設は3か所あり、人口減少に伴う利用者数減少による収入の減少、近年の人件費高騰や物価高騰による費用の増加等により、それぞれの施設で厳しい経営状況となっている。また、過疎地域における医療・介護分野の人材不足も深刻な状況となっている。

今後も人口減少が進む中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期までつづけることができるよう、高梁市西部地域の医療・介護を担っていくために、それぞれの施設のあり方を検討するとともに経営改善を図っていく必要がある。また、それぞれの施設間で連携を強化していく必要もある。

この業務は、こうした近年の動向を踏まえて、市有3施設の将来展望を明らかにするとともに、成羽病院の経営改善に向けた取組みを一層推進し、実効性あるものとするため、専門的な知識や実績を有する事業者にはコンサルティング業務を委託するものである。

3. 市有医療・介護施設

施設名	住所	病床数・定員数
高梁市国民健康保険成羽病院	高梁市成羽町下原 301 番地	96 床
高梁市国民健康保険成羽病院附属 介護老人保健施設ひだまり苑	高梁市川上町地頭 2337 番地 1	入所 70 名 通所 20 名
高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘	高梁市成羽町下原 268 番地 1	50 名

4. 業務の概要

業務の内容は、次の(1)及び(2)とする。

(1) 経営改善策の立案・実行支援

経営の改善に向けて、次の事項について、調査、分析を通じて現状や課題を明確化し、具体的な改善策の立案や実行支援を行うものとする。

(ア) 高梁市内の医療、介護の市場分析に関すること

医療及び介護の高梁市内の市場分析を行い、将来に向けたニーズの把握を行う。

(イ) 高梁市西部地域の市立医療、介護施設の将来展望及び課題に関すること

高梁市の市場分析から高梁市西部地域の市立医療、介護施設の将来展望を示し、効率的な運営を行う上での課題の抽出を行う。併せて改善策の提案を行う。

(ウ) 上記2件を踏まえた成羽病院の今後の経営戦略及び費用面の分析・実行支援に関すること。

成羽病院において、市場分析、将来展望等を踏まえて今後どのような経営戦略を立

てるべきかの提案を行い、実行に向けた支援を行う。

また、薬品費、診療材料費、委託費等の費用について、分析を行い、費用削減の提案を行う。実行支援に際しては事業者との価格交渉の助言等を行う。

(エ) その他経営改善に関すること

上記に明記されていない事項についても、目的を達成するために必要と認められるものについては、本院と協議の上行う。

○施設ごとの対象業務

施設名	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
高梁市国民健康保険成羽病院	○	○	○	○
高梁市国民健康保険成羽病院附属 介護老人保健施設ひだまり苑	○	○	×	×
高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘	○	○	×	×

(2) 実施結果報告書の作成

上記の経営改善策の実施結果について、「高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務に関する中間報告書及び実施結果報告書」を作成する。

5. 業務の遂行方法

- (1) 受託者は発注者と月1回以上成羽病院へ訪問し、打ち合わせを行いながら業務を進めること。
- (2) 発注者からの相談に対し、対面のほか電話、電子メール等により、適時対応すること。

6. 契約履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7. 納品物

- (1) 「高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務に関する中間報告書」

提出期限：令和7年12月26日

- (2) 「高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務に関する実施結果報告書」

提出期限：令和8年3月31日

※報告書には次の項目を記載すること

- ①表紙・目次 業務名、作成年月日、作成者、目次
- ②概要 業務の目的、実施期間、対象施設、業務概要のまとめ
- ③市場分析 高梁市内における市場分析結果等
- ④将来展望 高梁市内における中長期的な医療・介護の在り方についての提案等
- ⑤課題抽出 高梁市西部地域において将来展望を進めていくことに対する問題点、リスク

要因の明示等

- ⑥改善提案 課題に対する改善策の提案等
- ⑦成羽病院における今後の経営戦略 業務効率化、機能分化等今後の経営戦略の提案等
- ⑧成羽病院における費用面の分析及び実行支援 コスト削減策の提案、実行支援等
- ⑨KPI・評価指標 提案した施策の評価指標

8. 仕様変更

本仕様書に変更の必要が生じた場合には、受注者はその影響範囲及び対応に必要な工数等を識別し発注者と協議のうえ、対応方針を確定すること。また、契約締結後、新たな事項が発生した場合、見積金額の範囲内で誠意を持って対応すること。

9. 留意事項

(1) 機密保持・個人情報保護

- ① 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- ② 成果物（本システムに登録されたデータや作成された帳票等）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- ③ 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は本業務終了までに発注者に返却すること。
- ④ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ⑤ 受注者は、本業務の処理を他者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 業務の引継ぎに関する事項

契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由のいかんを問わず、本業務が終了となる場合は、受注者は発注者の指示のもと、本業務終了日までに発注者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、他者のシステムに移行する作業の支援を行うこと。

業務引継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合は、本システムで管理されている発注者のデータにおいて、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式（CSV 等）に加工し提供する、又はファイル・データレイアウト等の資料を提供し、発注者又は他者（次期受注者）に対して誠意を持って協力すること。なお、上記の作業については、追加の費用が発生することなく対応すること。

（あらかじめ見積金額に含めること）

(3) 法令遵守

本業務を履行するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

ア. 高梁市個人情報保護法施行条例（令和 5 年高梁市条例第 5 号）

(4) その他

- ① 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者の双方で協議して定めるものとする。

以上